

地域の身近な

相談相手

民生委員・児童委員

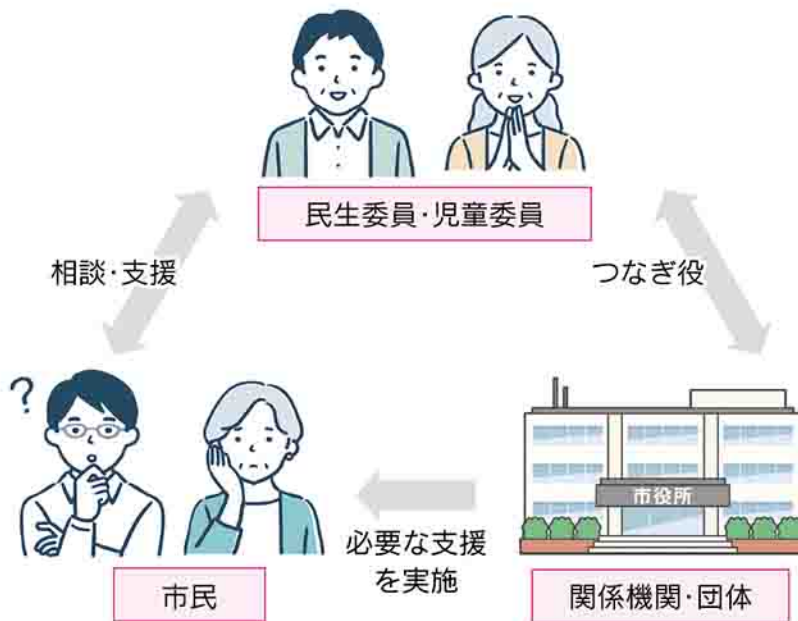
民生委員は、民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。また、民生委員は、児童福祉法によって児童委員も兼ねています。市民の立場から、生活や福祉全般に関する相談・支援活動を行い、市民と行政や専門機関のつなぎ役として、地域のネットワークづくりに携わっています。

詳しくは、[本地域包括ケア課\(☎2250\)](#)へ。



▲市ホームページはこちら

活動イメージ図



近所のおじいちゃん、最近見かけないけど、大丈夫かな？



家族の介護で疲れた



こんなときは
民生委員・児童委員に
相談してください

ひとりぼっちで子育て
助けてほしい



毎日子どもを
怒鳴る声が聞こえる
虐待かも？

活動を紹介します

相談支援活動

高齢者世帯や子育て家庭等、地域の住民を訪問し、日常生活での困りごとなどについて、相談に乗ります。



見守り活動

「高齢者見守り訪問」や小学校の登下校時の見守りなど、行政機関の依頼に基づき訪問活動や地域の見守りを行っています。



サロン活動

外出の機会が少ない高齢者や子育て世帯を対象に、気軽に出かけられる、仲間づくりの場を設けています。

